

高崎市市有林「浦安市民水源の森」活用に関する基本協定書

令和 5 年 (2023 年) 8 月 31 日

千葉県浦安市 (以下「甲」という。) と烏川流域森林組合 (以下「乙」という。) とは、甲と群馬県高崎市が締結した「高崎市市有林における「浦安市民水源の森」設置に関する協定書」に基づき設置された、浦安市民水源の森 (以下「市民の森」という。) を適正に管理し、活用していくために高崎市市有林の森林経営を受託している「烏川流域森林組合」と本協定書を締結する。

(甲) 千葉県浦安市猫実一丁目 1 番 1 号
浦安市

浦安市長

内田 悦



(乙) 群馬県高崎市倉沢町三ノ倉 3 0 3 番地
烏川流域森林組合

代表理事組合長

市川 平治



(目的)

第 1 条 この協定は、甲乙相互の連携と協力により森林整備等の活動を安全かつ円滑に実施し、市民の森の環境保全及び市民の環境意識の醸成を図ることを目的とする。

(連携事項)

第 2 条 甲と乙は、第 1 条に掲げる目的を達成するために、次の事項を双方で協議し実施するものとする。

(1) 市民の森の環境整備に関すること。

(2) 甲及び乙が、浦安市民の環境意識の醸成のために必要と認める事業

(費用の負担)

第 3 条 甲は、第 2 条の規定に基づき、乙が実施した事項に係る経費を負担するものとする。この場合において、甲は、乙の請求に基づき、当該額を負担金として支払うものとする。

(損害賠償)

第 4 条 乙の責に帰すべき事由により、立木竹その他市民の森に損害が生じた場合には、乙がその損害を賠償するものとする。

(事故等の責任)

第 5 条

(1) 市民の森の環境整備において事故が発生した場合には、乙がその責任を負うものとする。

(2) その他、連携事項を進めて行く中で、事故等が発生した場合には、甲乙双方で早急に協議し対応するものとする。

(協定の有効期間)

第 6 条 この協定の期間は、締結の日から、乙と高崎市との森林経営契約の満了日までとする。ただし、期間が満了する日の 30 日前までにいずれからも申出がないときは、更に 1 年間延長し、以降も同様とする。

(協定の変更又は廃止)

第 7 条 この協定は、甲乙双方の合意に基づき、協定期間中であっても変更又は廃止することができる。

(協議)

第 8 条 この協定の実施にあたり疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙双方で協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各 1 通を保管するものとする。